

## 『競争政策論 第2版』第3刷にあたっての修正一覧

2022年3月30日

修正箇所は赤字で示す。赤字は削除。

### viii ページ, 以下を追加

#### 【2022年3月, 第3刷における補訂】

本書(第2版)刊行より5年を経過し、この間に複数回の独占禁止法改正があったため、これらを反映させるための補訂をおこなった。また、統計数値の多くを更新した。

### 7 ページ, パラグラフ 2

第2章で述べるように、公正取引委員会(以下、「公取委」と略す)は、談合・カルテルを含む一定の独占禁止法違反行為に対し、課徴金という名前の制裁金を課す。最近の年間の課徴金総額は2018年度の2.6億円、2019年度の692.7億円などと年により大きく変動するが、平均的にみて250億円としよう\*1。

<注\*1 はそのまま>

### 21 ページ, 下から2段落目

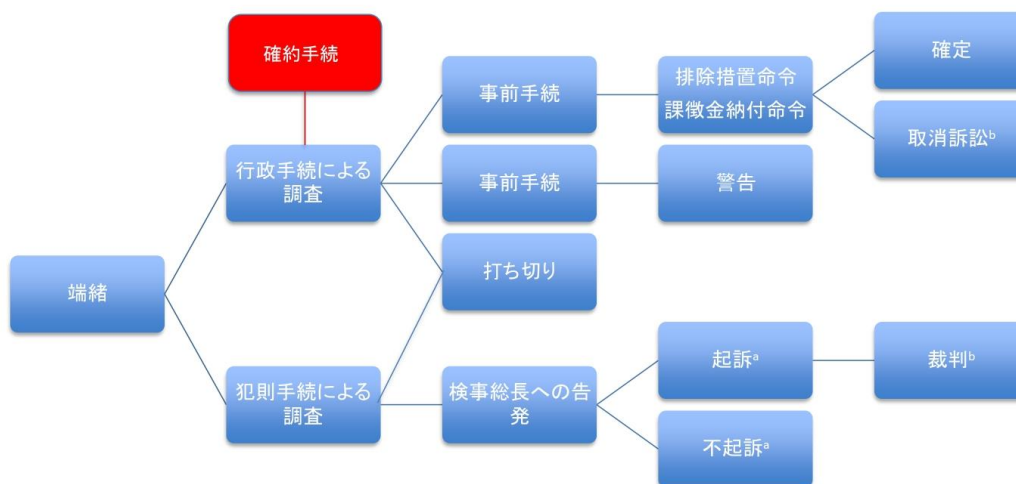
公取委を中心とした独占禁止法違反事件処理手続きを簡略化して示したものを図2-1に示す<sup>3)</sup>。なお、この手続きは2015年4月に施行された改正独占禁止法による

<注3は「示す」の後につける>

### 22 ページ, 注3

~~この改正により以前にあった審判制度が廃止され、排除措置命令等に不満な事業者等は直接裁判所に取消訴訟を提起する形となった。また、2016年にはいわゆるTPP関連法案が成立し、その一環として新たに確約と呼ばれる制度が導入されることになったが、本書執筆時点(2017年春)では施行に至っていないため図には含まれていない。このように、2020年改正独占禁止法による。なお処理手続は法改正により変わることがあるので、最新のより詳しい情報は図の出所として記した資料の最新版等で確認してほしい。~~

図2-1 独占禁止法違反事件処理手続の概要



(出所) 公正取引委員会「公正取引委員会の最近の活動状況」を参考に、簡略化して筆者作成。  
 (注) aは検察庁、bは裁判所、その他は公正取引委員会が所管。確約手続(2018年導入)は(1)公正取引委員会による通知、(2)事業者による確約計画の申請、(3)公正取引委員会による認定というプロセスを経ることで、排除措置命令等をおこなわず、違法が疑われる行為を迅速に改めさせる仕組みで、カルテル・談合は対象外。

年度	2016	2017	2018	2019	2020
私的独占	0	0	0	1	1
不当な取引制限					
価格カルテル	1	1	1	6	6
入札談合(官公需)	5	5	3	3	1
受注調整(民需)	3	5	3	0	1
小計	9	11	7	9	8
不正な取引方法					
再販売価格の拘束	1	0	0	2	0
その他の拘束・排他条件付き取引	1	0	0	1	3
取引妨害、取引条件の差別	0	1	1	0	0
優越的地位の濫用	0	0	0	0	3
小計	2	1	1	3	6
その他	0	1	0	0	0
合計	11	13	8	13	15
(出所) 公正取引委員会「令和2年度 年次報告」					
(注) 1 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。1つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。					
2 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能または活動の不当な制限等である。					

通称	告発年	内容	対象（合計企業・団体数、個人数）	判決
石油カルテル	1974	事業者団体による生産調整	石油連盟（1団体、2名）	無罪（東京高裁、1980）
同上	1974	石油製品に関する価格協定	出光興産ほか（12社、15名）	2社を除き有罪（最高裁、1984）
水道メーター談合	2003	東京都発注に係る水道メーターに関する談合	愛知時計電機ほか（4社、5名）	有罪（東京高裁、2004）
鋼橋上部工事談合	2005	国土交通省発注、日本道路公団発注鋼橋上部工事に関する談合	横河ブリッジほか（26社、8名）（6社、4名）	有罪（東京高裁、2006）
し尿処理施設談合	2006	市町村発注し尿処理施設新設および更新工事に関する談合	クボタほか（11社、11名）	有罪（大阪地裁、2007）
地下鉄工事談合	2007	名古屋市交通局発注の地下鉄線延伸工事に関する談合	大林組ほか（5社、5名）	有罪（名古屋地裁、2007）
緑資源機構関連談合	2007	(独)緑資源機構発注林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務に関する談合	林業土木コンサルタンツほか（4社、7名）	有罪（東京地裁、2007）
溶融アルミカルテル	2008	溶融アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯に関する価格カルテル	日鉄住金鋼板ほか（3社、6名）	有罪（東京地裁、2009）
ベアリングカルテル	2012	産業機械用軸受、一般軸受、自動車用軸受に関する価格カルテル	日本精工ほか（3社、7名）	有罪（東京高裁、2016ほか）
北陸新幹線除雪基地等工事談合	2014	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消雪設備工事に関する談合	高砂熟学工業ほか（8社、8名）	有罪（東京地裁、2014）
NEXCO東日本舗装工事談合	2016	東日本高速道路神東北支社が発注する舗装災害復旧工事に関する談合	NIPPOほか（10社、11名）	有罪（東京地裁、2016）
リニア新幹線受注調整	2018	(株)JR東海が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整	大成建設ほか（4社、2名）	有罪（東京地裁、2021ほか）
地域医療機能医薬品談合	2020	(独)地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合	アルフレッサほか（3社、7名）	有罪（東京地裁、2021）
(出所) 公正取引委員会『平成27年度 年次報告』などより筆者作成。				
(注) 1. この他、1991年～1999年に6件のカルテル・談合に関する告発があり、また石油カルテル以前にも4件の告発（いずれもカルテル・談合に係るものではない）がある。 2. 判決については最終判決を基本としたが、その後上告（控訴）・棄却されたもの、控訴中のもの（リニア新幹線受注調整、2022年3月現在）がある。 3. 石油カルテル事件についてはコラム2-1、NEXCO東日本舗装工事談合についてはコラム2-2を参照。				

## 23-24 ページ

表 2-1 に 2016-2020 年度において公取委が排除措置命令の法的措置をとった件数を行為類型別に示す。2020 年度に公取委が処理した審査案件（不当廉売事案で迅速処理したものを除く）は 91 件あり、このうち排除措置命令を出したものは 9 件（対象事業者等数は 20 社）、確約認定したものが 6 件（6 社）、注意が 73 件などとなっている。にとどまっている。そのうち 9 件はカルテル・談合である。このほか 10 件の警告が出されている。

表 2-2 は 2020 年までの日本における告発事件のうち、1970 年代の石油カルテル事件および 2000 年以降の 11 件を一覧にしている。独占禁止法施行後 75 年経つが、カルテル・談合に対する告発件数は 18 件（石油カルテルを 1 件と数える）にとどまる。告発によって刑事罰を科せられるケースはむしろ例外的で、多くのカルテル・談合が行政手続（排除措置命令・課徴金納付命令）によって対応されていることがわかる。最初の告発事件である石油カルテル事件は、日本の競争政策（および産業政策）のあり方に大きな影響を与えたものなので、コラム 2-1 で詳しく説明する。

## 30 ページ、定理の次のパラグラフ

2016 年に判決が出された事例として「NEXCO 東日本舗装工事談合事件」

## 34 ページ、パラグラフ 2、2 行目

2020 年度の「法人企業統計」（財務省）によれば、売上高営業利益率は全産業でも製造業で 3.1%となっている。

## 34 ページ、パラグラフ 3、6 行目

告発事例が独占禁止法制定以来 18 件にとどまることでわかるように、

36 ページ, 下から 2 行目

そのために 2006 年に導入され、2020 年に拡充されたのが課徴金減免制度である。

37 ページ, キーワードの次のパラグラフ

減免の程度は申請の順位により異なり、1 位（最初の申請者）は 100%、2 位は 20%、3～5 位は 10%、6 位以下は 5%、それぞれ減免される（立入検査等による調査開始前の場合。調査開始後では減免率は 10%～5%）。これに加え、公正取引委員会への調査協力度合いに応じて最大 40%（調査開始後は最大 20%）減免率を付加される。また、公取委は

68 ページ, 注 4

こうした競争戦略論として有名になったのは

85 ページ, パラグラフ 3, 4 行目

本書執筆時点（2022 年 2 月）

93 ページ, 表 6-1

形態別 態様別	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前進	後進	地域拡大	商品拡大	純粹	
株式取得	141	75	57	46	40	41	223
合併	14	2	6	1	4	0	16
共同新設分割	0	0	0	0	0	0	0
吸収分割	6	3	0	0	1	0	7
共同株式移転	0	0	0	0	0	0	0
事業譲受け等	15	0	4	2	1	1	20
計	176	80	67	49	46	42	266

（出所） 公正取引委員会 「令和 2 年度年次報告」

（注） 態様の区別は以下のとおり。株式取得では、会社が他の会社の株式を保有することにより、株式を所有する会社と株式を所有される会社との間に結合関係が形成・維持・強化される。ただし、届出を要するのは議決権保有割合が 20% または 50% を超えることとなる場合である。合併では、複数の会社が 1 つの法人として一体となる。共同新設分割・吸収分割では、事業を承継させようとする会社の分割対象部分（事業の全部又は重要部分）が、事業を承継しようとする会社（共同新設分割では新設会社、吸収分割では既存会社）に包括的に承継される。共同株式移転では、新たに設立される会社が複数の会社の株式の全部を取得する。事業譲受けでは、譲受会社が譲渡会社の事業又は事業上の固定資産の全部又は重要部分を譲り受ける。以上は、独占禁止法および企業結合ガイドラインより筆者抜粋。形態の区別については本文キーワード 6-1 を見よ。なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態をすべて集計している。そのため、件数の合計は届出件数と必ずしも一致しない。

### 93 ページ, 本文

企業結合については、一定規模以上のもの（国内売上高 200 億円超の会社が同 50 億円超の会社を合併したり株式取得したりする場合など）につき、公取委への届出が義務付けられており、2020 年度には 266 件の届出があったが、その内訳は表 6-1 のとおりである。レコフ調査と比較すると届出対象となったのは 1 割に満たない。ただし、M&A あるいは企業結合として何を含むかは両調査で異なっており、厳密な比較はできない<sup>2)</sup>。

<注 2 は変わらず>

### 94 ページ, 注 3

公正取引委員会「令和 2 年度年次報告」~~および企業結合ガイドライン~~。

### 95 ページ, 2 節のすぐ上

表 6-1 が示すように、2020 年度に 266 件の届出があったうち、約 3 分の 2 に当たる 176 件で水平型の結合がみられた。

### 147 ページ, 最後のパラグラフ

実は、不当廉売がよく問題になるのは小売業である。公取委には毎年多くの申告（独占禁止法違反と考えられる事実についての情報提供）が寄せられるが、その多くは小売業における不当廉売事案である。例えば 2020 年度には、2713 件の申告があったが、そのうち 1748 件（64%）は小売業における不当廉売事案であった。これらについて違反の事実が認められれば、公取委は排除措置命令や警告を発することになるが、迅速に処理することを目的として、多くは、違反を疑われる事業者に非公表の形で注意することで対応している。同じ 2020 年度には、136 件の不当廉売事案の注意がおこなわれているが、そのうち 115 件（85%）が石油製品小売業（給油所等、以下のコラム 8-2 参照）であった<sup>3)</sup>。

### 同ページ, 注 3

公正取引委員会「令和 2 年度 年次報告」。なお 2015 年度における申告件数 6331、不当廉売に係る申告件数 5210、不当廉売注意件数 841 と比較してわかるように、近年大きく減少している。

### 149 ページ, 1 行目以降

この石油製品小売業に加え、以前より酒類と家電製品の小売業でも不当廉売注意事案が多かったことから、公取委はそれぞれについてガイドラインを公表している<sup>4)</sup>。

### 同ページ, 注 4

公正取引委員会「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「酒

類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（いずれも 2009 年制定、酒類と家電については 2011 年改正）。

165 ページ、下から 3 行目以降

このためもあり、2011 年度から 2020 年度の 10 年間で、優越的地位の濫用として法的措置（排除措置命令あるいは確約計画の認定）がとられたのは 8 件に留まり、警告 3 件を加えても 11 件である。この他、毎年 50 件前後の注意がある。こうした注意は特に、~~2009 年 11 月に~~、効率的かつ効果的な対応を目指して公取委内に優越的地位濫用事件タスクフォースと名付けられたチームが設けられた 2009 年以降に増加している<sup>3)</sup>ことから、~~2010 年度以降は注意件数が年間 50 件前後と増加した~~。ただしこれらについては非公表の注意であり、課徴金の納付もないから、事業者も争うことがなく、コラム 9-1 のトイザらス事件で見られたような、優越的地位か、そして濫用行為か、についての判断根拠が不明である。

167 ページ、注 3

公正取引委員会「公正取引委員会の最近の活動状況」（2021 年 10 月）。

168 ページ、注 4

正式名は下請代金支払遅延等防止法。同法については公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」（2021 年 11 月版、本節での以下での引用はこれによる。また以下、単にテキストと記す）が詳しい。より簡便で分かりやすいものとして「知るほどなるほど下請法」などのパンフレットがある。いずれも公取委サイトよりダウンロードできる。

169 ページ、表 9-1

行為類型	件数	%
下請事業者からの受領拒否	40	0.5
下請代金の支払遅延	4738	59.4
下請代金の減額	1471	18.4
返品	15	0.2
買ったたき	830	10.4
物の購入強制、役務の利用強制	76	1.0
報復措置	0	0.0
有償支給原材料等の対価の早期決済	78	1.0
割引困難な手形の交付	314	3.9
不当な経済上の利益の提供要請	297	3.7
不当な給付内容の変更・やり直し	120	1.5
計	7979	100.0

(出所) 公正取引委員会「令和 2 年度 年次報告」  
(注) 複数行為類型に違反する場合はそれぞれに数えられている。

#### 170 ページ, パラグラフ 3-4

下請法の対象となる行為は、減額以外にもあり、表 9-1 に示すとおりである。「下請代金の支払遅延」がもっとも多く、同様の効果を持つ「割引困難な手形の交付」を合わせると、全体の 63.3%になる。また、「減額」および「買ったたき」（発注に際して下請代金の額を決定する際に、同種の内容に通常支払われる対価に比べて著しく低い額とすること）という金額に関するものも、29.2%になる。

下請法に関わる事件数は多く、2020 年度には勧告 4 件、指導 8107 件であった<sup>6)</sup>。勧告については公表されるが、指導については不公表である。多くを指導で対応しているのは、事件処理を迅速化し、下請事業者が被った不利益の原状回復措置（支払遅延や減額などによる不利益の払い戻し等）を優先しているからである。

<注 6 は変わらず>

#### 172 ページ, 1 行目

実際、上記した**勧告・指導 8111 件**のうちには、発注書面の不交付・不備・不保存が**6937 件**ある<sup>7)</sup>。

#### 172 ページ, 注 7

これらの違反（手続規定違反と呼ばれる）の多くは、表 9-1 であげた受領拒否等の違反（実体規定違反と呼ばれる）とも重複する。**勧告・指導件数が実体規定違反件数より多いが手続規定違反件数との合計より少ないのはこのためである。**

#### 201-202 ページ

実際、日本の取得特許の**50.2%**は自社内によってもライセンスによっても利用されていない<sup>6)</sup>。

#### 202 ページ, 注 6

特許庁「**令和 2 年** 知的財産活動調査 結果の概要」。